

善通寺市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
3年度	31,037	17,287,529	971,364	3,179,362	18.4	17.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

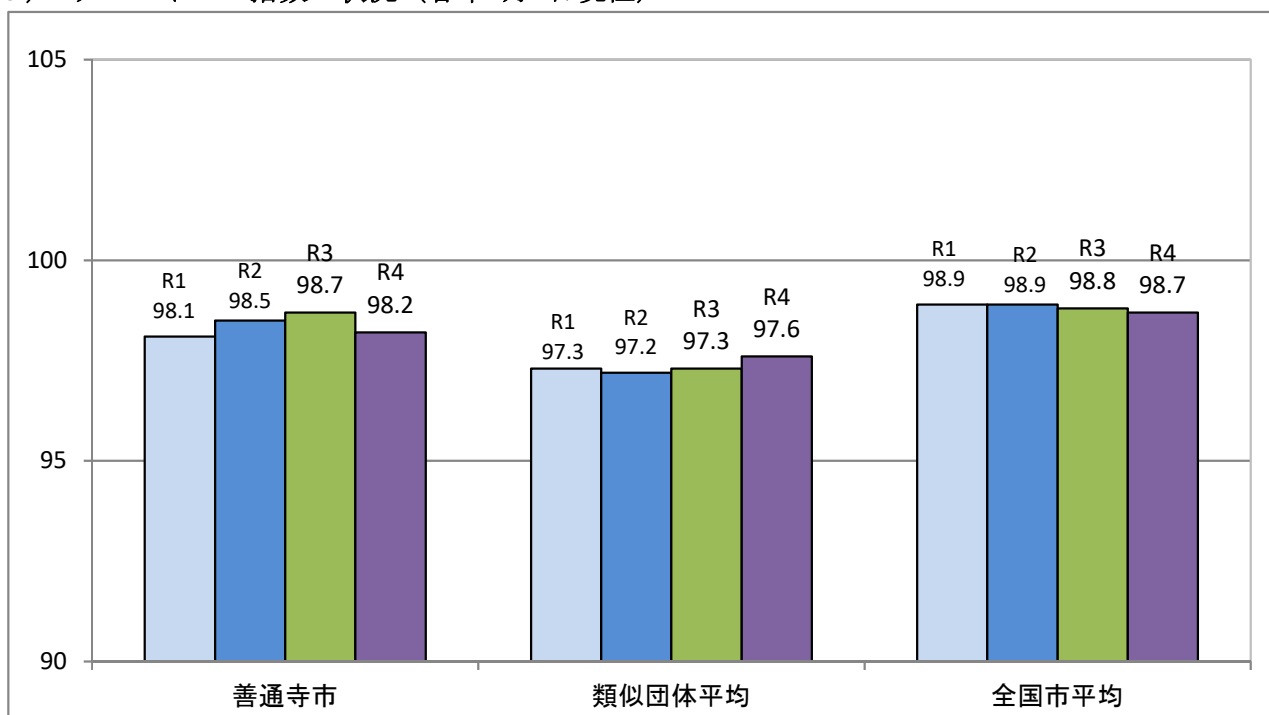
区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	260	996,849	182,578	395,491	1,574,918	6,057	5,825

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しについては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実 施]

・実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均2.2%引下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

・実施内容

(支給割合) 高松市に勤務する職員に支給。国基準6%に対し、善通寺市においても3.2%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成27年度の 支給割合		平成28 年度の 支給割 合	平成29 年度の 支給割 合	平成30 年度の 支給割 合	令和元 年度の 支給割 合	令和2 年度の 支給割 合	令和3 年度の 支給割 合	令和4 年度の 支給割 合
	4月1日時点	遡及改定後							
国基準による支給割合	4.0%	5.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
善通寺市(高松市勤務の職員のみ)の支給割合	2.0%	2.2%	2.6%	2.9%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
善通寺市	43.8 歳	322,200 円	392,362 円	351,338 円
香川県	43.2 歳	324,074 円	423,449 円	356,945 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	42.1 歳	311,567 円	369,566 円	338,751 円

②教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
善通寺市	37.7 歳	281,100 円	299,630 円
香川県	41.9 歳	348,277 円	392,240 円
類似団体	39.4 歳	292,591 円	318,164 円

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
善通寺市	37.2 歳	300,200 円	369,507 円	329,469 円
類似団体	38.3 歳	296,374 円	359,512 円	327,134 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		善通寺市	香川県	国
一般行政職	大 学 卒	191,700 円	191,700 円	182,200 円
	高 校 卒	158,900 円	158,900 円	150,600 円
教 育 職	大 学 卒	191,700 円	214,200 円	—
	高 校 卒	—	170,500 円	—
消 防 職	大 学 卒	198,500 円	—	—
	高 校 卒	164,100 円	—	—

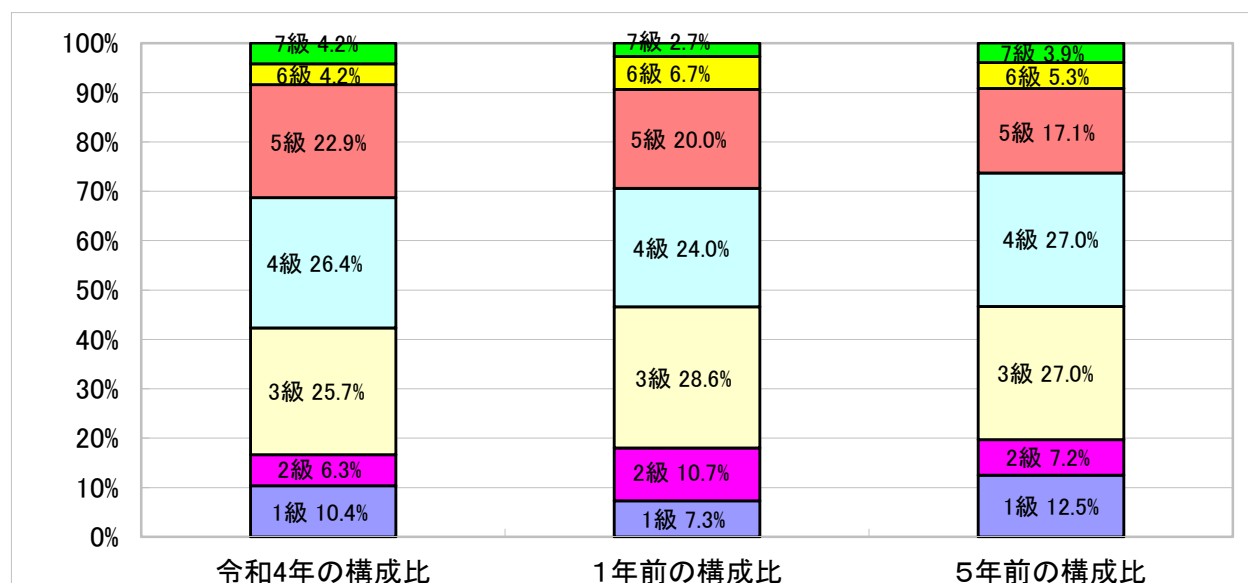
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区 分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職 大 学 卒	282,000 円	326,400 円	36,390 円	386,000 円

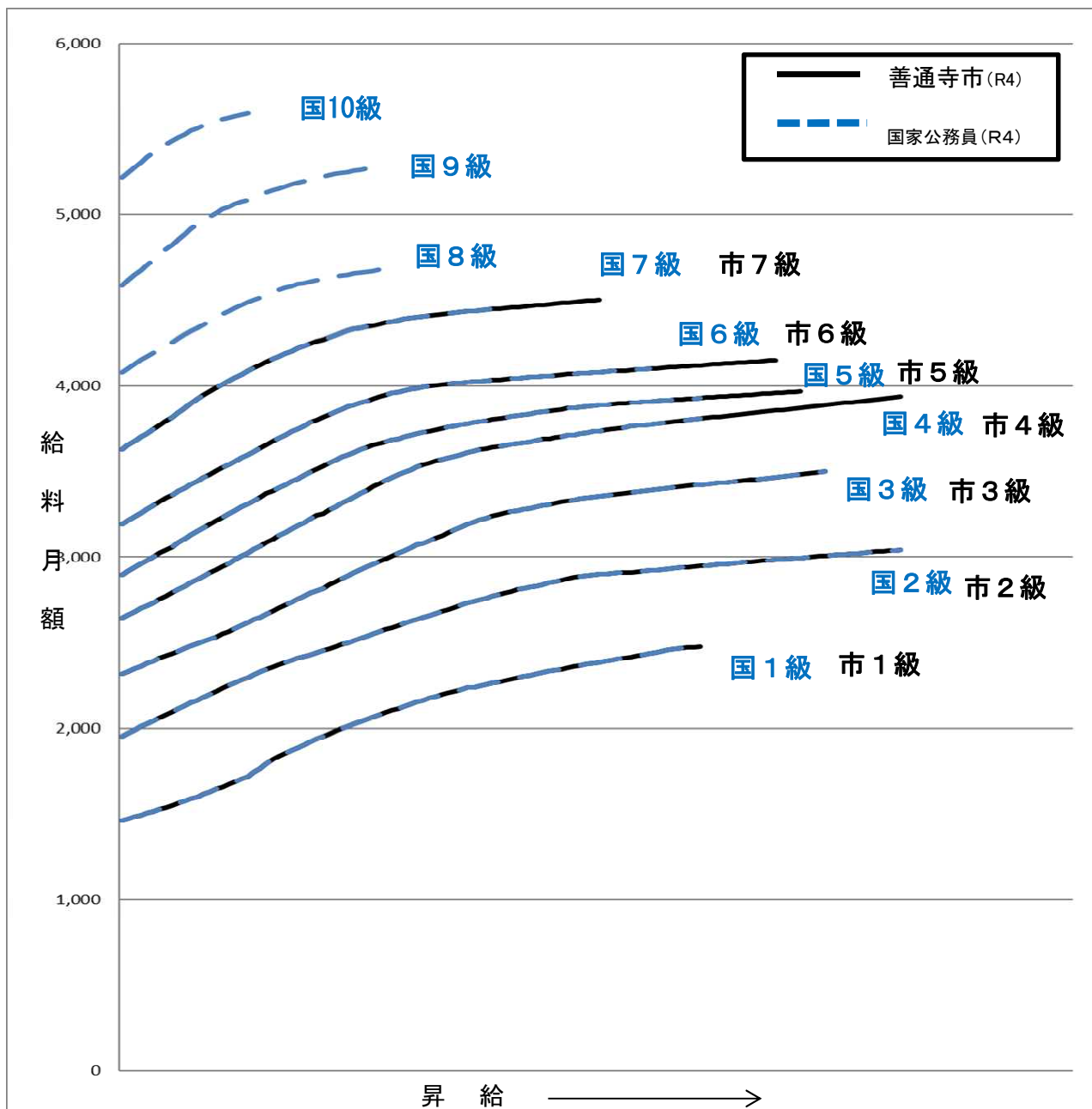
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長	6 人	4.2 %	362,900 円	450,100 円
6 級	課長	6	4.2	319,200 円	415,200 円
5 級	課長・主幹	33	22.9	289,700 円	397,000 円
4 級	課長補佐・副主幹	38	26.4	264,200 円	393,800 円
3 級	係長・主任主事	37	25.7	231,500 円	350,000 円
2 級	主事	9	6.3	195,500 円	304,200 円
1 級	主事	15	10.4	146,100 円	247,600 円



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））令和4年4月1日現在



(2) 昇給への人事評価の活用状況（善通寺市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度		令和5年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

善通寺市	香川県	国
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,449 千円	1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,650 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35) 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（善通寺市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

善通寺市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額 15,601千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		248 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		12,400 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市	3.2%	2	6.0%

(4) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (3年度決算)		4,842 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)		53,210 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (3年度)		32.9 %		
手当の種類 (手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税事務手当	税務職	市税の賦課事務従事	1 千円	日額180円 半日100円
感染症防疫業務手当	一般行政職 看護保健職	感染症患者の救護、感染症菌の付着した物件の処理作業	0 千円	1件1,000円
新型コロナウイルス感染症防疫業務手当	一般行政職 看護保健職 消防職	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務	120 千円	1件3,000円 (感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う場合は1件4,000円)
行旅病人等収容業務手当	一般行政職	病人の収容	0 千円	1件1,500円
		死人の収容		1件5,000円
社会福祉業務手当	一般行政職	社会福祉課勤務 (生活保護)	1,536 千円	月額 5,250円
	一般行政職	人権課勤務 (同和対策)		指導監督者等月額 4,200円
		隣保館勤務		その他の職員月額 3,500円
	福祉職	保育所勤務の保育士		指導監督者等月額 4,200円
				その他の職員月額 3,500円
				日額180円 半日100円
保健業務手当	看護・保健職	保健師で家庭訪問に従事	27 千円	日額180円 半日100円
測量及び現場指導監督業務手当	一般行政職	測量及び現場指導監督業務	133 千円	日額180円 半日100円
市営住宅業務手当	一般行政職	市営住宅の維持管理業務	567 千円	月額 5,250円
		住宅使用料の徴収事務に従事		日額180円 半日100円
清掃業務手当	清掃職員 (技能労務職)	ごみ収集又はごみ処理に従事	0 千円	日額 1,400円 半日 700円
		上記の者で、自動車の運転整備業務及び工場設備管理業務に従事		日額 180円 半日 100円
		犬・猫等死体収集作業に従事		1件 400円
消防業務手当	消防職	水火災等の消防 (当番)	3,941 千円	1回 280円
		水火災等の消防 (非番)		1回 420円
		救急業務 (当番)		1回 210円
		救急業務 (非番)		1回 320円
		深夜勤務従事		5時間超 1勤務550円
				5時間未満 1勤務360円
	2時間未満 1勤務290円			

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	62,108 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	265 千円
支給実績 (令和2年度決算)	46,450 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	196 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者9,500円 子10,000円等	同		30,890 千円	261,782 円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して支給。 家賃額に応じて27,000円以内を支給	同		18,737 千円	307,170 円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額 (原則、6ヵ月定期相当額 上限55,000円) ・交通用具利用者 距離に応じて2,700円～30,700円	異	支給金額	14,891 千円	71,592 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 部長80,900円 課長62,700円、60,200円等	異	支給金額	34,068 千円	792,272 円
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に正規の勤務時間中に勤務した場合に、勤務1時間当たりの給与額の135/100を支給	同		14,087 千円	320,153 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給	同		6,062 千円	183,700 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	756,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	(840,000 円)		989,000 円/ 597,800 円
副 料	副市区町村長	641,000 円	
	(675,000 円)		816,000 円/ 522,400 円
報 酬	議 長	510,000 円	512,000 円/ 332,000 円
	(円)		
	副 議 長	455,000 円	462,000 円/ 290,000 円
議 員	(円)		
	議 員	430,000 円	431,000 円/ 260,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(令和3年度支給割合)	
	副市区町村長	3.35 月分	
議 長	議 長	(令和3年度支給割合)	
	副 議 長	3.35 月分	
議 員	議 員		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×0.5022×勤続年数+給料月額×5×勤続年数	(1期の手当額) 16,638,653円
	副市区町村長	給料月額×0.5022×勤続年数+給料月額×3×勤続年数	(支給時期) 任期毎 8,979,641円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

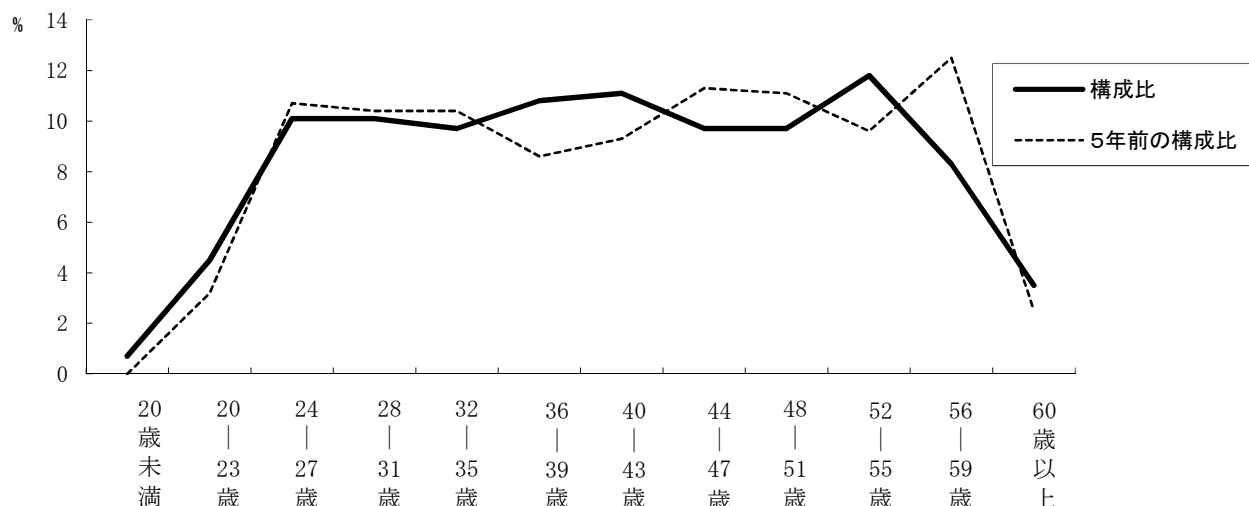
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	退職者の不補充
		総務	43	42	△ 1	
		税務	12	12	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	12	11	△ 1	
		商工	5	5	0	
		土木	19	18	△ 1	
		民生	58	57	△ 1	
	衛生	13	15	2		
		計	165	163	△ 2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 52.52 人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 72.62 人
	教育部門	55	55	0	新規採用	
	消防部門	42	42	0		
	小計	262	260	△ 2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 83.77 人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 90.31 人	
公営企業等会計部門	水道	11	11	0	退職者の不補充	
	下水道	4	3	△ 1		
	その他	14	14	0		
	小計	29	28	△ 1		
合計		291	288	△ 3	<参考> 人口1万人当たりの職員数 92.79 人	
		[299]	[299]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職（教育長除く）に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	2人	13人	29人	29人	28人	31人	32人	28人	28人	34人	24人	10人	288人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	170	171	170	170	165	163	▲ 7 (▲4.1%)
教育	42	51	52	54	55	55	13 (31.0%)
消防	40	41	41	41	42	42	2 (5.0%)
普通会計計	252	263	263	265	262	260	8 (3.2%)
公営企業会計計	27	28	31	31	30	28	1 (3.7%)
総合計	279	291	294	296	292	288	9 (3.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長を除く)。